

○財務省告示第二百七十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年七月二十九日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年八月九日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第二百九十三回、第二百九十五回、第二百九十七回及び第三百七回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第六十回、第七十回、第七十一回、第七十六回、第八十三回、第八十四回及び第八十九回）	
二	発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	
三	振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	
四	発行方法
各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。その応募額を順次	
五	募入決定の方法
額面金額で二千九百八十九億円	
六	発行額

七	払込金額	三億四千八百七十八
八	最低額面金	五千万円
九	振替単位の	振替法の規定による振替口座簿
十	発行日	平成二十三年七月二十九日
十一	発行価格	百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

十二
十三
の経過
払込利
み子率

(一) (別表のとおり) 募集の決定の通知を受けた者は、払込金の通算に追加の算式により規定する。期日に払い込むものとする。

各発行額 / 100 × 各発行日 / 365
 各発行額 / 100 × 各発行日 / 365
 各発行額 / 100 × 各発行日 / 365

(二) 発行時において、その利子

十四 利 子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還金の額

償還金の額
入札の基
準とする
各発行対
象国債の

(別表のとおり)
額面金額(百円につき百円)
平成二十三年七月二十六日
日本証券業協会が発した
日本文庫各発行対象国債の
平均値

（（利 第付 七十国 年庫 一）債 回）券	（（利 第付 七十国 年庫 一）債 回）券	（（利 第付 六十国 年庫 一）債 回）券	（（利 第付 五十国 年庫 一）債 回）券	（（利 第付 三十国 年庫 一）債 回）券	（（利 七第 回二年 百）庫 九）債 十）券	（（利 五第 回二年 百）庫 九）債 十）券	（（利 三第 回二年 百）庫 九）債 十）券	（（利 十第 回二年 百）庫 九）債 十）券	名称及び記号
二・二%	二・四%	一・四%	一・九%	一・三%	一・四%	一・五%	一・八%	利率（年）	
日年平 六成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十六	十年平 日十成 二三月 二十四	日年平 九成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十二	日十平 二成 月三 二十年	六平 月成 二三十 十年	六平 月成 二三十 十年	償還期限	
百億 円	二十 億 円	三十 六 億 円	二十 八 億 円	円百 四 十 一 億	十二 億 円	九千 六 百 八 十 億 円	億二 百 七 十 八	（発行 額面 金額）	

（別表）

十八 元利回り支の単利回りとする。
十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十三年七月二十九日

（利付第二十八年庫九回）	（利付第二十八年庫四回）	（利付第二十八年庫三回）	（利付第二十七年庫六回）
二・二%	二〇%	二・一%	一・九%
平成六年三月二十八日	平成十年二月二十七日	平成十年二月二十七日	平成三年三月二十七日
六億五十四円	一億円	九億円	二十一億円